

子育てエコホーム支援事業事務局 殿

## 子育てエコホーム支援事業補助金 共同事業実施規約 (リフォーム用)

子育てエコホーム支援事業 (以下、「本事業」という。)に係る補助金 (以下、「本補助金」という。)の交付を受けるため、甲 (「エコホーム支援事業者」として登録を受ける住宅事業者) 及び乙 (本補助金の補助事業に係る工事請負契約 (以下、「本契約」という。)を甲と締結する者) 及び丙 (本補助金の補助額上限の引き上げを受けるために乙と共同で交付申請を行う乙と同居する子又は配偶者等) は、互いに以下の共同事業実施規約 (以下、「本規約」という。)に同意し、本規約に従って補助事業を共同で実施するものとして、届け出ます。

甲及び乙は、円滑に本補助金の交付を受けるため、以下の取り決めを確認する。

### 第1条 (要件等の確認)

- 甲及び乙は、本補助金の交付規程及びマニュアル類等 (以下、「交付規程等」という。)をよく参照し、交付対象の要件に合致することを確認する。甲及び乙は、要件に反する事項があることを知った場合、速やかに相手に通知する義務を負う。
- 2 乙は、子育て世帯又は若者夫婦世帯として補助金の補助額上限の引き上げを受けるために丙と共同して本補助金の交付申請を行うことができる。ただし、乙は、交付申請にあたり、本規約及び交付規程等が定める丙が果たすべき義務等について、丙が理解し、履行することについて責任を負う。
- 3 甲及び乙は、以下の (イ) から (へ) の全ての事項について、了解する。
- (イ) 本補助金の交付申請が正しく提出されるまでに、本補助金の予算が終了した場合、本補助金の交付を受けられないこと
- (ロ) 本補助金の補助対象となるリフォーム工事 (以下、「本リフォーム」という。)について、補助対象が重複していない場合を除き、国費が充当された他の補助金との併用は行わないこと
- (ハ) 甲及び乙が、前号に違反する疑いがある場合に、子育てエコホーム支援事業事務局 (以下、「本事務局」という。)は、当該疑いのある国庫補助を財源とする他の補助事業の所管先に本補助金の交付申請の情報を提供し、共同して調査及び確認 (現地確認を含む。)を行うことがあること
- (ニ) 本リフォームを行った住宅 (以下、「本住宅」という。)を善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を行わなければならないこと
- (ホ) 甲及び乙は、補助事業完了後から10年間、本事務局の承認なく、本補助金の交付を受けた住宅を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊してはならないこと (本補助金の交付を受けた住宅を、住宅として販売、譲渡又は貸し付け等を行う場合を除く。)
- (ヘ) 甲から本事務局に提出した乙及び丙の個人情報の利用、保存及び管理には、①住宅省エネ2024キャンペーンのプライバシーポリシー及び②本事業のプライバシーポリシーが適用されること
- ① <https://jutaku-shoene2024.mlit.go.jp/privacy/>
- ② <https://kosodate-ecohome.mlit.go.jp/privacy/>

### 第2条 (申告)

- 甲及び乙は、以下の (イ) 及び (ロ) に該当しないこと (甲においては、甲の役員等 (実質的に経営に関与する者を含む。) が (ロ) に該当しないことを含む。) を互いに申告する。
- (イ) 過去3カ年度内に国土交通省住宅局所管事業補助金において、本補助金の交付規程第15に相当する理由で補助金の返

還を求められたことがある者

- (ロ) 暴力団若しくは暴力団員であること、又は暴力団若しくは暴力団員と不適切な関係にあること
- 2 乙は、以下の (イ) 及び (ロ) の条件を満たすことを甲に申告する。
- (イ) 本住宅が、本補助金における新築に係る交付申請の補助対象となっていないこと
- (ロ) 本リフォームが自ら居住することを要件とするリフォームである場合、乙及び丙が、本住宅とは別の住宅において、新築又は自ら居住することを要件とするリフォームに係る本補助金の交付を受けていないこと

### 第3条 (交付申請等)

- 本補助金の交付申請等の一切の手続きについて、乙は甲に委託し、甲はこれを受託する。委託を受けた甲は、本規約締結後遅滞なく本補助金の交付申請等の手続きを行い、乙は甲の行う手続きに協力するものとする。
- 2 甲及び乙は、本規約締結後交付申請の提出に至るまでの間、本事務局がホームページで公表される本事業の執行状況及び予算の執行状況について、随時確認するものとする。

### 第4条 (本補助金の支払と還元)

- 本補助金は、甲の提出する交付申請に本事務局が交付決定を行った後、補助金支払日として指定する日に甲に交付される。
- 2 甲が本補助金の交付を受けたとき、甲は受領した当該補助金相当額について、直ちに以下の①又は②の方法のうち、本規約に署名した際に合意する方法により乙に還元する。
- ① **本契約に係る乙の甲に対する債務 (最終支払に限る。) に充当する方法**
- ② **現金で支払う方法 (ただし、本契約に係る代金が精算済みであり、乙の甲に対する債務に充当できないことが見込まれる場合に限る。)**
- 3 補助金支払日以前に甲に破産手続開始決定がなされた場合、事務局は、乙に対して本補助金を交付することができるものとし、甲はこれに同意する。破産手続開始決定前においては、破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがあると事務局等が認める場合には、本補助金の支払いを留保する場合がある。
- 4 甲は、第1項の補助金支払日までに本補助金を受領するために必要な一切の手続きを完了しなければならない。第1項に定める補助金支払日において、事務局等の責によらない事由により甲に本補助金を交付することができない場合、事務局は別途本補助金の受領期限を定めて甲に通知するものとし、当該受領期限までに本補助金を交付することができない場合には、事務局等は本補助金の交付決定を取り消し、補助金を不交付とすることができるものとする。

**第5条 (本規約の解除)**

乙は、甲が以下の①～③のいずれかに該当する場合、甲に書面で通知することにより、本規約を解除することができる。

- ① 甲が破産手続開始の申立てを行い、又はかかる申立てを行うおそれがあると事務局が合理的に判断した場合
  - ② 甲が事務所、店舗、営業所等をすべて閉鎖した場合、その他甲が事業を継続していることが確認できない場合
  - ③ 甲が乙及び事務局等からの連絡に正当な理由なく応答しない場合
- 2 前項に基づき乙が本規約を解除するにあたっては、乙は事前に本事務局に対してその旨を通知するものとする。
- 3 第1項に基づき乙が本規約を解除した場合には、事務局等は、その裁量により、乙に対して本補助金を交付することができるものとし、甲はこれに同意する。

**第6条 (本補助金の申請ができない場合等の取り決め)**

甲及び乙は、以下の(イ)～(ニ)に該当する各事由により、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられない等の場合における損失等をその責めの程度を勘案して負担するものとし、負担の範囲とその方法について、予め双方で取り決めを行わなければならない。

- (イ) 交付申請が正しく提出される以前に、本事業の予算が終了したこと等により、交付申請期間が終了した場合

- (ロ) 本規約第2条において虚偽の申告をした場合
  - (ハ) 本規約第3条について不正若しくは怠慢を行った場合
  - (ニ) その他、本事務局が本補助金の交付目的に反すると判断し、補助金の交付を行わなかった場合
- 2 甲及び乙は、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられないこととなった場合等には、前項の取り決めに従い、損失等の負担の範囲とその方法について、誠実に協議を行うものとする。

**第7条 (補助金の返還等)**

甲及び乙は、補助金の交付規程第15に相当する理由で補助金の返還命令を受けたことを知った場合、速やかに相手に通知し、双方で誠実に協議を行うものとする。

- 2 本事務局と国は、前項及び本規約第4条第2項に規定する補助金の還元に関して、甲並びに乙及び丙との間に生じた紛争やあらゆる損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとし、甲及び乙はこれに同意する。

令和6年1月17日制定  
令和6年3月22日改定<sup>※1</sup>  
令和6年5月30日改定

※1：令和6年4月22日以前に契約する補助事業は、令和6年1月17日制定の書式でも交付申請が可能です。  
令和6年4月23日以降に契約する補助事業は、令和6年3月22日改定以降の書式でのみ交付申請が可能です。

甲及び乙は、本規約を2通作成し署名又は記名押印の上、それぞれ1通を保管し、その写しを事務局に提出するものとする。

締結日： 令和 年 月 日	
<b>【甲】 工事施工者 (受注者) ※2</b>	<b>【乙】 工事発注者</b>
住 所	〒
事業者名	住所 〒
代表者氏名※4	氏名※4 (フリガナ) 印
	<b>【丙①】 ※5※6 * 乙が記名</b>
	住 所 <input type="checkbox"/> 乙と同居 <input type="checkbox"/> 乙と非同居 (リフォーム後に同居します)
	氏 名 (フリガナ)
	<b>【丙②】 ※5※6 * 乙が記名</b>
	住 所 <input type="checkbox"/> 乙と同居 <input type="checkbox"/> 乙と非同居 (リフォーム後に同居します)
	氏 名 (フリガナ)

- ※2：請負契約の締結者と同じ者が記名及び社印を押印（個人事業主は実印）すること。  
(必ずしも代表取締役である必要はありません。)
- ※3：甲乙が同意した内容について、乙が記入すること。
- ※4：自筆による署名の場合、押印は任意とする。(法人の場合は押印が必須)
- ※5：(若者夫婦世帯として申請する場合)  
乙が若者夫婦のいずれかである場合、丙①にはその配偶者の氏名を乙が記名すること。(丙②は記名不要)  
乙が若者夫婦の親等である場合、丙①②には同居する若者夫婦の氏名を乙が記名すること。
- ※6：(子育て世帯として申請する場合)  
乙が子育てを行う者である場合、丙①にはその子の氏名を乙が記名すること。

# 記入見本

子育てエコホーム支援事業事務局 殿

## 子育てエコホーム支援事業補助金 共同事業実施規約（リフォーム用）

子育てエコホーム支援事業（以下、「本事業」という。）に係る補助金（以下、「本補助金」という。）の交付を受けるため、甲（「エコホーム支援事業者」として登録を受ける住宅事業者）及び乙（本補助金の補助事業に係る工事請負契約（以下、「本契約」という。）を甲と締結する者）及び丙（本補助金の補助額上限の引き上げを受けるために乙と共同で交付申請を行う乙と同居する子又は配偶者等）は、互いに以下の共同事業実施規約（以下、「本規約」という。）に同意し、本規約に従って補助事業を共同で実施するものとして、届け出ます。

甲及び乙は、円滑に本補助金の交付を受けるため、以下の取り決めを確認する。

### 第1条（要件等の確認）

- 甲及び乙は、本補助金の交付規程及びマニュアル類等（以下、「交付規程等」という。）をよく参照し、交付対象の要件に合致することを確認する。甲及び乙は、要件に反する事項があることを知った場合、速やかに相手に通知する義務を負う。
- 2 乙は、子育て世帯又は若者夫婦世帯として補助金の補助額上限の引き上げを受けるために丙と共同して本補助金の交付申請を行うことができる。ただし、乙は、交付申請にあたり、本規約及び交付規程等が定める丙が果たすべき義務等について、丙が理解し、履行することについて責任を負う。
- 3 甲及び乙は、以下の（イ）から（へ）の全ての事項について、了解する。
- （イ）本補助金の交付申請が正しく提出されるまでに、本補助金の予算が終了した場合、本補助金の交付を受けられないこと
- （ロ）本補助金の補助対象となるリフォーム工事（以下、「本リフォーム」という。）について、補助対象が重複していない場合を除き、国費が充当された他の補助金との併用は行わないこと
- （ハ）甲及び乙が、前号に違反する疑いがある場合に、子育てエコホーム支援事業事務局（以下、「本事務局」という。）は、当該疑いのある国庫補助を財源とする他の補助事業の所管先に本補助金の交付申請の情報を提供し、共同して調査及び確認（現地確認を含む。）を行うことがあること
- （ニ）本リフォームを行った住宅（以下、「本住宅」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を行わなければならないこと
- （ホ）甲及び乙は、補助事業完了後から10年間、本事務局の承認なく、本補助金の交付を受けた住宅を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊してはならないこと（本補助金の交付を受けた住宅を、住宅として販売、譲渡又は貸し付け等を行う場合を除く。）
- （ヘ）甲から本事務局に提出した乙及び丙の個人情報の利用、保存及び管理には、①住宅省エネ2024キャンペーンのプライバシーポリシー及び②本事業のプライバシーポリシーが適用されること
- ① <https://jutaku-shoene2024.mlit.go.jp/privacy/>
- ② <https://kosodate-ecohome.mlit.go.jp/privacy/>

### 第2条（申告）

- 甲及び乙は、以下の（イ）及び（ロ）に該当しないこと（甲においては、甲の役員等（実質的に経営に関与する者を含む。）が（ロ）に該当しないことを含む。）を互いに申告する。
- （イ）過去3カ年度内に国土交通省住宅局所管事業補助金において、本補助金の交付規程第15に相当する理由で補助金の返

還を求められたことがある者

- （ロ）暴力団若しくは暴力団員であること、又は暴力団若しくは暴力団員と不適切な関係にあること
- 2 乙は、以下の（イ）及び（ロ）の条件を満たすことを甲に申告する。
- （イ）本住宅が、本補助金における新築に係る交付申請の補助対象となっていないこと
- （ロ）本リフォームが自ら居住することを要件とするリフォームである場合、乙及び丙が、本住宅とは別の住宅において、新築又は自ら居住することを要件とするリフォームに係る本補助金の交付を受けていないこと

### 第3条（交付申請等）

- 本補助金の交付申請等の一切の手続きについて、乙は甲に委託し、甲はこれを受託する。委託を受けた甲は、本規約締結後遅滞なく本補助金の交付申請等の手続きを行い、乙は甲の行う手続きに協力するものとする。
- 2 甲及び乙は、本規約締結後交付申請の提出に至るまでの間、本事務局がホームページで公表される本事業の執行状況及び予算の執行状況について、随時確認するものとする。

### 第4条（本補助金の支払と還元）

- 本補助金は、甲の提出する交付申請に本事務局が交付決定を行った後、補助金支払日として指定する日に甲に交付される。
- 2 甲が本補助金の交付を受けたとき、甲は受領した当該補助金相当額について、直ちに以下の①又は②の方法のうち、本規約に署名した際に合意する方法により乙に還元する。
- ① **本契約に係る乙の甲に対する債務（最終支払に限る。）に充当する方法**
- ② **現金で支払う方法（ただし、本契約に係る代金が精算済みであり、乙の甲に対する債務に充当できないことが見込まれる場合に限る。）**
- 3 補助金支払日以前に甲に破産手続開始決定がなされた場合、事務局は、乙に対して本補助金を交付することができるものとし、甲はこれに同意する。破産手続開始決定前においては、破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがあると事務局等が認める場合には、本補助金の支払いを留保する場合がある。
- 4 甲は、第1項の補助金支払日までに本補助金を受領するために必要な一切の手続きを完了しなければならない。第1項に定める補助金支払日において、事務局等の責によらない事由により甲に本補助金を交付することができない場合、事務局は別途本補助金の受領期限を定めて甲に通知するものとし、当該受領期限までに本補助金を交付することができない場合には、事務局等は本補助金の交付決定を取り消し、補助金を不交付とすることができるものとする。

**第5条 (本規約の解除)**

乙は、甲が以下の①～③のいずれかに該当する場合、甲に書面で通知することにより、本規約を解除することができる。

- ① 甲が破産手続開始の申立てを行い、又はかかる申立てを行うおそれがあると事務局が合理的に判断した場合
  - ② 甲が事務所、店舗、営業所等をすべて閉鎖した場合、その他甲が事業を継続していることが確認できない場合
  - ③ 甲が乙及び事務局等からの連絡に正当な理由なく応答しない場合
- 2 前項に基づき乙が本規約を解除するにあたっては、乙は事前に本事務局に対してその旨を通知するものとする。
- 3 第1項に基づき乙が本規約を解除した場合には、事務局等は、その裁量により、乙に対して本補助金を交付することができるものとし、甲はこれに同意する。

**第6条 (本補助金の申請ができない場合等の取り決め)**

甲及び乙は、以下の(イ)～(ニ)に該当する各事由により、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられない等の場合における損失等をその責めの程度を勘案して負担するものとし、負担の範囲とその方法について、予め双方で取り決めを行わなければならない。

- (イ) 交付申請が正しく提出される以前に、本事業の予算が終了したこと等により、交付申請期間が終了した場合

- (ロ) 本規約第2条において虚偽の申告をした場合
  - (ハ) 本規約第3条について不正若しくは怠慢を行った場合
  - (ニ) その他、本事務局が本補助金の交付目的に反すると判断し、補助金の交付を行わなかった場合
- 2 甲及び乙は、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられないこととなった場合等には、前項の取り決めに従い、損失等の負担の範囲とその方法について、誠実に協議を行うものとする。

**第7条 (補助金の返還等)**

- 甲及び乙は、補助金の交付規程第15に相当する理由で補助金の返還命令を受けたことを知った場合、速やかに相手に通知し、双方で誠実に協議を行うものとする。
- 2 本事務局と国は、前項及び本規約第4条第2項に規定する補助金の還元に関して、甲並びに乙及び丙との間に生じた紛争やあらゆる損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとし、甲及び乙はこれに同意する。

令和 6年1月17日制定  
令和 6年3月22日改定<sup>※1</sup>  
令和 6年5月30日改定

※1：令和6年4月22日以前に契約する補助事業は、令和6年1月17日制定の書式でも交付申請が可能です。  
令和6年4月23日以降に契約する補助事業は、令和6年3月22日改定以降の書式でのみ交付申請が可能です。

甲及び乙は、本規約を2通作成し署名又は記名押印の上、それぞれ1通を保管し、その写しを事務局に提出するものとする。

締 結 日： 令和 6 年 ○月 ○日	
<b>【甲】 工事施工者 (受注者) ※2</b>	<b>【乙】 工事発注者</b>
住 所 〒100-9999 東京都千代田区霞が関 1 丁目 2024 番 1 号	補助金 還元方法 <sup>※3</sup> <input checked="" type="checkbox"/> が無い場合、 受領されません。 <input checked="" type="checkbox"/> 本件契約に係る乙の甲に対する債務(支払) に充当する方法 <input type="checkbox"/> 甲が乙に現金で支払う方法
事業者名 株式会社子育てエコホーム	住 所 〒100-XXXX 東京都 港区 △△町 1-1-1
代表者氏名 <sup>※4</sup> 子育て 太郎 	氏 名 <sup>※4</sup> (フリガナ) チュウモン タロウ 注文 太郎 
	<b>【丙①】 ※5※6 * 乙が記名</b>
	住 所 <input checked="" type="checkbox"/> 乙と同居 <input type="checkbox"/> 乙と非同居 (リフォーム後に同居します)
	氏 名 (フリガナ) チュウモン ハナコ 注文 花子
	<b>【丙②】 ※5※6 * 乙が記名</b>
	住 所 <input type="checkbox"/> 乙と同居 <input type="checkbox"/> 乙と非同居 (リフォーム後に同居します)
	氏 名 (フリガナ)

※2：請負契約の締結者と同じ者が記名及び社印を押印（個人事業主は実印）すること。  
(必ずしも代表取締役である必要はありません。)  
※3：甲乙が同意した内容について、乙が記入すること。  
※4：自筆による署名の場合、押印は任意とする。（法人の場合は押印が必須）  
※5：（若者夫婦世帯として申請する場合）  
乙が若者夫婦のいずれかである場合、丙①にはその配偶者の氏名を乙が記名すること。（丙②は記名不要）  
乙が若者夫婦の親等である場合、丙①②には同居する若者夫婦の氏名を乙が記名すること。  
※6：（子育て世帯として申請する場合）  
乙が子育てを行う者である場合、丙①にはその子の氏名を乙が記名すること。